

条番号	現行	変更後
fancode byGMO 利用規約集 3 fancode 請求書カード払い利用規約 第2条 (1)	(1)利用者 EP と利用契約 (第3号において定義する)を締結の上、本サービスを利用する法人	(1)利用者 EP と利用契約 (第3号において定義する)を締結の上、本サービスを利用する <u>日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人</u>
fancode byGMO 利用規約集 3 fancode 請求書カード払い利用規約 第2条 (2)	(2)利用希望者 利用者になることを検討している法人	(2)利用希望者 利用者になることを検討している <u>日本国内に本店又は主たる事業所を有する法人</u>
fancode byGMO 利用規約集 3 fancode 請求書カード払い利用規約 第6条1項	1. 利用者は、請求書データ等を EP に提供することにより、EP に対し、当該請求書データ等に基づくサプライヤーへの代金の立替払いに係る委託の申込を行ったものとみなす。利用者は、EP の同意がない限り、当該申込を取り消し又は撤回することはできないものとする。	1. 利用者は、請求書データ等を EP に提供することにより、EP に対し、当該請求書データ等に基づくサプライヤーへの代金の立替払いに係る委託の申込を行ったものとみなす。利用者は、EP の同意がない限り、当該申込を取り消し又は撤回することはできないものとする。 <u>なお、念のため申し述べると、利用者のサプライヤーに対する支払義務は、EP によるサプライヤーへの代金の立替払いが完了するまで存続するものとする。</u>
fancode byGMO 利用規約集 3 fancode 請求書カード払い利用規約 第6条2項(7)	(追加)	<u>(7) 日本国内に本店又は主たる事務所を有しないサプライヤーに対する代金の立替払いに係る委託の申込を EP に対して行わないこと</u>
fancode byGMO 利用規約集 3 fancode 請求書カード払い利用規約 第6条5項	5. 前項の立替払契約が有効に成立した場合、EP は、当該立替払契約が成立した日からサプライヤー発行の請求書に係るデータに記載の支払期日までのうち、いずれかの営業日を支払日として、サプライヤーに対し、代金相当額を立替払いするものとする	5. 前項の立替払契約が有効に成立した場合、EP は、当該立替払契約が成立した日からサプライヤー発行の請求書に係るデータに記載の支払期日までのうち、いずれかの営業日を支払日として、サプライヤーに対し、代金相当額を立替払いするものとする。 <u>なお、利用者は当該支払日の指定又は選択はできないものとする。</u>
fancode byGMO 利用規約集 3 fancode 請求書カード払い利用規約 第9条 (18)	(18)マネーロンダリング、循環取引等又はそれらのおそれのある取引のために本サービスを用いる行為	(18) マネーロンダリング、 <u>架空取引</u> 、循環取引等又はそれらのおそれのある取引のために本サービスを用いる行為

<p>fncode byGMO 利用規約集 3 fncode 請求書カード払い利用規約 第 1 2 条 1 (4)</p>	<p>(4) 本カード会社、カードネットワーク又は EP 提携事業者から、EP に対し、本サービスの利用者への提供を停止する旨の要請若しくは通知又はそれらを検討中である旨の通知があった場合</p>	<p>(4) 本カード会社、カードネットワーク、<u>EP 提携事業者、又は請求書カード払い協会</u> (本サービスに関連して EP が所属する自主規制団体を指し、以下「<u>所属協会</u>」という) から、EP に対し、本サービスの利用者への提供を停止する旨の要請若しくは通知又はそれらを検討中である旨の通知があった場合</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 3 fncode 請求書カード払い利用規約 第 1 3 条(9)</p>	<p>(9) 本カード会社、カードネットワーク、又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、本サービスの利用者として利用者が不相当である旨の通知を受けた場合</p>	<p>(9) 本カード会社、カードネットワーク、<u>EP 提携事業者、又は所属協会</u>から、理由の有無又は如何を問わず、本サービスの利用者として利用者が不相当である旨の通知を受けた場合</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 3 fncode 請求書カード払い利用規約 第 1 3 条(1 0)</p>	<p>(10) 本カード会社、カードネットワーク、又は EP 提携事業者から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の利用契約の解消を求められた場合</p>	<p>(10) 本カード会社、カードネットワーク、<u>EP 提携事業者、又は所属協会</u>から、理由の有無又は如何を問わず、利用者との間の利用契約の解消を求められた場合</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 3 fncode 請求書カード払い利用規約 第 1 3 条(1 1)</p>	<p>(11) 利用者と EP 提携事業者又は EP 協業者との間の本サービスの利用に関する契約が存在する場合には当該契約 (EP が代理人として締結申込みすることで締結されたか否かは問わない) が、理由の有無又は如何を問わずに終了した場合</p>	<p>(11) 利用者と EP 提携事業者又は EP 協業先との間の本サービスの利用に関する契約が存在する場合には当該契約 (EP が代理人として締結申込みすることで締結されたか否かは問わない) が、理由の有無又は如何を問わずに終了した場合</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 3 fncode 請求書カード払い利用規約 第 1 7 条 1 項</p>	<p>(1) ~ (5) (略) (追加) (6) ~ (1 1)</p>	<p>(1) ~ (5) (略) <u>(6) 業界の健全な発展及び不正取引の防止を目的として、所属協会に、所属協会が定めるガイドラインに基づき、利用者名及びサプライヤー名等の原取引に関する情報を、書面又は電磁的手段により提供する場合</u> (7) ~ (1 2) (略)</p>
<p>fncode byGMO 利用規約集 3 fncode 請求書カード払い利用規約 第 1 7 条 3 項</p>	<p>3. 利用者及び EP は、各自、利用契約の履行 (本サービスを含む GMO ペイメントゲートウェイ株式会社のグループ会社 (GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社をいう) の商品の安定運用、改善及び商品開発、並びに、利用契約上許容される委託を行うことを含む) 以外の目的で本情報を利用 (複製を含む) し又</p>	<p>3. 利用者及び EP は、各自、<u>利用契約の履行 (利用者及びサプライヤーの実在性の確認、利用者による申込内容の真正性の確認、不正取引の防止、本サービスを含む GMO ペイメントゲートウェイ株式会社のグループ会社 (GMO ペイメントゲートウェイ株式会社の連結子会社及び持分法適用関連会社をいう) の商品の安定運用、改善及び商品開発、並び</u></p>

	は使用してはならないものとする。但し、EP は、利用者から別途同意を取得した利用目的の範囲内で利用者に関する本情報を利用することができるものとする。	に、利用契約上許容される委託を行うことを含む) 以外の目的で本情報を利用(複製を含む)し又は使用してはならないものとする。但し、EP は、利用者から別途同意を取得した利用目的の範囲内で利用者に関する本情報を利用することができるものとする。
fincode byGMO 利用規約集 3 fincode 請求書カード払い利用規約 第 17 条 4 項	4. EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、EP と本カード会社間のカード加盟店契約若しくは、EP とカードネットワーク間のカードネットワーク契約がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等により EP が必要と判断する期間中保存できるものとする。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者への何らの通知をすることなく消去できるものとする。	4. EP は、本情報を、その取得又は作成の日から、EP と本カード会社間のカード加盟店契約、 <u>EP とカードネットワーク間のカードネットワーク契約若しくは所属協会が別途定めるガイドライン</u> がそれぞれ保存を要求する期間中又は法令等により EP が必要と判断する期間中保存できるものとする。EP は、当該保存期間がいずれも経過した場合、当該保存していた本情報を利用者への何らの通知をすることなく消去できるものとする。
fincode byGMO 利用規約集 3 fincode 請求書カード払い利用規約 第 17 条 9 項	9. 前項に基づく場合の他、EP は、本カード会社又は、カードネットワークから要請を受けた場合には、利用者若しくはサプライヤーに関する情報、原取引若しくは商品等に関する情報又は利用者による本サービスの利用に係る情報その他本情報を当該本カード会社及び、カードネットワークに提供することができる。	9. 前項に基づく場合の他、EP は、本カード会社、 <u>カードネットワーク又は所属協会</u> から要請を受けた場合には、利用者若しくはサプライヤーに関する情報、原取引若しくは商品等に関する情報又は利用者による本サービスの利用に係る情報その他本情報を当該本カード会社、 <u>カードネットワーク、及び所属協会</u> に提供することができる。
fincode byGMO 利用規約集 3 fincode 請求書カード払い利用規約 第 17 条 10 項	10. 利用者は、EP にサプライヤーに係る個人情報等を提供又は開示するに際し、自己の費用と責任において、当該提供又は開示、並びに、本カード会社、カードネットワーク、EP 協業者及びシンプルフォーム株式会社への開示又は提供に関するサプライヤー本人の同意取得等を含む個人情報保護法上必要かつ適切な対応をとるものとする。	10. 利用者は、EP にサプライヤーに係る個人情報等を提供又は開示するに際し、自己の費用と責任において、当該提供又は開示、並びに、本カード会社、カードネットワーク、 <u>EP 協業先、所属協会及びシンプルフォーム株式会社</u> への開示又は提供に関するサプライヤー本人の同意取得等を含む個人情報保護法上必要かつ適切な対応をとるものとする。
fincode byGMO 利用規約集 3 fincode 請求書カード払い利用規約 第 24 条	利用者は、本サービスに関する苦情がある場合、速やかに EP 所定の EP の指定する電子メールアドレス又は専用フォーム (https://form.fincode.jp/contact)	(削除)

	<p>を通じて、速やかに申し出るものとする。EP は、当該申出があった場合、必要な範囲で事実関係を調査の上、対応が必要と判断したときは、苦情の適切かつ迅速な処理に必要な措置を講ずるものとする。EP は、苦情への対応結果及び解決までの期間を保証するものではなく、具体的な対応方法は EP の裁量により決定するものとする。</p>	
<p>fancode byGMO 利用 規約集 3 fancode 請求書 カード払い利用規約第 2 4 条～ 2 9 条</p>	<p>第 2 5 条 第 2 6 条 第 2 7 条 第 2 8 条 第 2 9 条 第 3 0 条</p>	<p><u>第 2 4 条</u> <u>第 2 5 条</u> <u>第 2 6 条</u> <u>第 2 7 条</u> <u>第 2 8 条</u> <u>第 2 9 条</u></p>
<p>fancode byGMO 利用 規約集 3 fancode 請求書 カード払い利用規約第 3 0 条</p>	<p>(追加)</p>	<p><u>利用者が本サービスに関連して EP に通知、連絡、苦情又は問い合わせをする必要が生じた場合、利用者専用サイト内のお問い合わせフォームより連絡するものとする。</u></p>